

# 組合員の資格取得・喪失の手続きはお早めに

新規採用等に伴う組合員資格取得、転出や退職に伴う組合員資格喪失をする場合は、下記の区分に従い、速やかに関係書類の提出をお願いします。

提出書類		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	注意事項	
異動区分		組合員資格取得届書	互助会加入申込書	年金加入期間等報告書	履歴書の写	預金通帳の表紙等の写	組合員転出届書	組合員転入届書	組合員異動報告書	任意継続組合員申出書	高齡受給者証等 組合員証・被扶養者証	互助会員証	退職届書等	被扶養者認定申告書	
採用	新採用になったとき (はじめて常勤臨時講師等になった者を含む)	○	○	○	○									対象者がいる場合に提出	
	常勤臨時講師等(協会けんぽ被保険者)が本採用になったとき、または、4月1日以降も常勤臨時講師等として勤務するとき	○	○	○	○									対象者がいる場合に提出	「協会けんぽ」から「共済組合」へ切り替えとなりますので、「協会けんぽ」の喪失手続きも忘れずに行ってください
	常勤臨時講師等(組合員有資格者)から、引き続き本採用になったとき								○		○				組合員証及び被扶養者証を一旦返却(新しい組合員証等を交付します)
	年度末退職者または再任用期間満了者が、4月1日より常勤臨時講師等として勤務するとき	状況によっては手続きが必要な場合があるため、共済組合へ連絡願います。													
転入	他の(都道府県の公立学校共済組合)支部より異動となったとき	互助会加入希望者	○	○	○		○	○		注1				対象者がいる場合に提出	注1: 他支部の組合員証・被扶養者証を添付
	他の(公務員)共済組合より異動となったとき	○	○	○	○		○			注2				対象者がいる場合に提出	注2: 他共済の組合員証・被扶養者証の写を添付
転出	他の(都道府県の公立学校共済組合)支部へ異動となったとき			2部		○		○		注3	○				注3: 他支部へ組合員証・被扶養者証を提出
	他の(公務員)共済組合へ異動となったとき			2部		○		○		注4	○				注4: 他共済へ組合員証・被扶養者証の写を提出
退職(公務員として再就職しない場合)				○				○	希望者	○	○	○			

※年金加入期間等報告書の記入にあたっては、過去の年金記録を全て記入してください。加入履歴が多数ある場合は、年金加入期間等報告書に記名押印し、「ねんきん定期便」または年金事務所発行の「年金加入記録」を添付することにより、年金加入期間欄の記入を省略して差し支えありません。

※20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者として認定する場合は「国民年金第3号被保険者資格取得届」も併せて提出するようお願いします。

令和2年度から、会計年度任用職員制度導入に伴い、臨時的任用職員として任用される常勤臨時講師等(臨時講師、臨時養護助教諭、臨時実習助手、臨時寄宿舎指導員、臨時学校栄養職員、臨時事務職員)は、任用された日から、共済組合の組合員資格を取得することになります。